

# 京都市市民活動支援センター（仮称）の 管理運営方針について

平成 13 年 12 月

京都市市民活動推進協議会

## 目次

はじめに	1
1 施設の性格と役割	2
(1) 対象	2
(2) 目標	2
(3) 分野別センターとの役割分担	3
2 施設の機能と事業内容	4
(1) 情報収集・提供	4
(2) 相談	5
(3) インキュベーション	6
(4) 活動工房	6
(5) 交流・連携	6
3 管理運営の方法	8
(1) 基本的な考え方	8
(2) 管理運営イメージ	9
4 施設配置のあり方	10
(1) 基本的な考え方	10
(2) 留意点	10
(3) 配置イメージ	10
5 開館に向けた今後の取組	11

### 【資料】

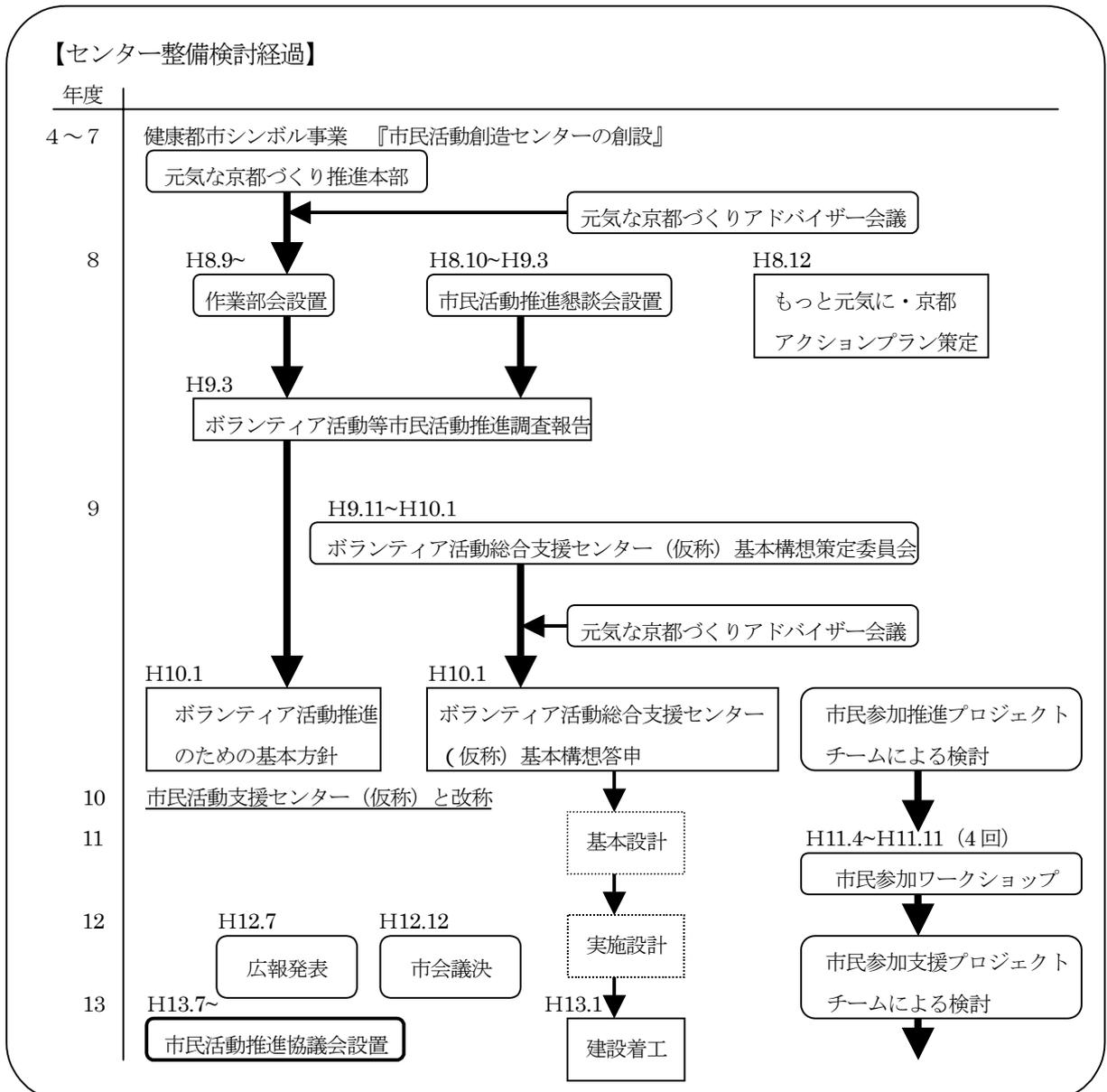
- 1 京都市市民活動推進協議会検討経過
- 2 京都市市民活動推進協議会設置要綱
- 3 京都市市民活動推進協議会委員名簿

## はじめに

現在、京都市では、特定の分野や領域を超えてNPO、ボランティア団体等をはじめとする市民の広範かつ多様な公益活動を総合的に支援する「京都市市民活動支援センター（仮称）」の平成15年春の開館を目指して、その整備が進められている。

本協議会では、当センターの運営に関し必要な事項を調査、審議するために、平成13年7月13日に設置されて以来、協議会の審議（3回）、ワーキンググループによる調査、検討（10回）、公募市民によるワークショップ（1回）を行った。開館を間近かに控えた当センターを公設の市民活動支援施設としてどのように生かしていくのかという視点に立って、これまでの検討結果との整合を図り、また、全国各地で取り組まれている事例も見据えながら、京都における市民活動の現状に即した事業内容と、それを実現するために最も相応しい管理運営方法等について調査、審議を行った。本方針は、その結果をまとめたものである。

方針の内容については、今後更に、本協議会において具体化に向けた調査、審議を進め、当センターの設置目的が最大限実現できるよう取り組むものである。



## 1 施設の性格と役割

市民活動支援センター（仮称）は、特定の分野や領域を超えて市民の広範かつ多様な活動を総合的に支援する拠点施設としての役割を果たすものであるが、これまでの検討過程で、支援対象となる活動や目標が一定整理されてきたものの、表現が統一されていないことから、今回以下のとおり整理する。

### (1) 対象

支援の対象については、これまで「ボランティア活動」又は「社会参加活動」という表現を用いて、

- ① 自主性・自立性に基づく活動
- ② 営利を目的とせず、市民の社会参加の推進を目的とする公益活動
- ③ 政治、宗教活動を目的としない活動
- ④ 活動の公開性と運営の民主性が保たれている活動

の全ての要件を満たす、個人又は団体（収益事業を行う非営利活動団体を含む。）の活動と定義してきた。

しかし、上記の表現ではいずれも狭義に解される恐れがあることから、本方針では、より良い地域社会の形成に貢献してきた地縁組織や各種団体の活動、ボランティア活動、NPO（民間非営利組織）による活動、企業の社会貢献活動等個人又は団体、企業が行う広範かつ多様な活動で上記の要件を満たす活動を「市民活動」と定義し、支援の対象とする。

### (2) 目標

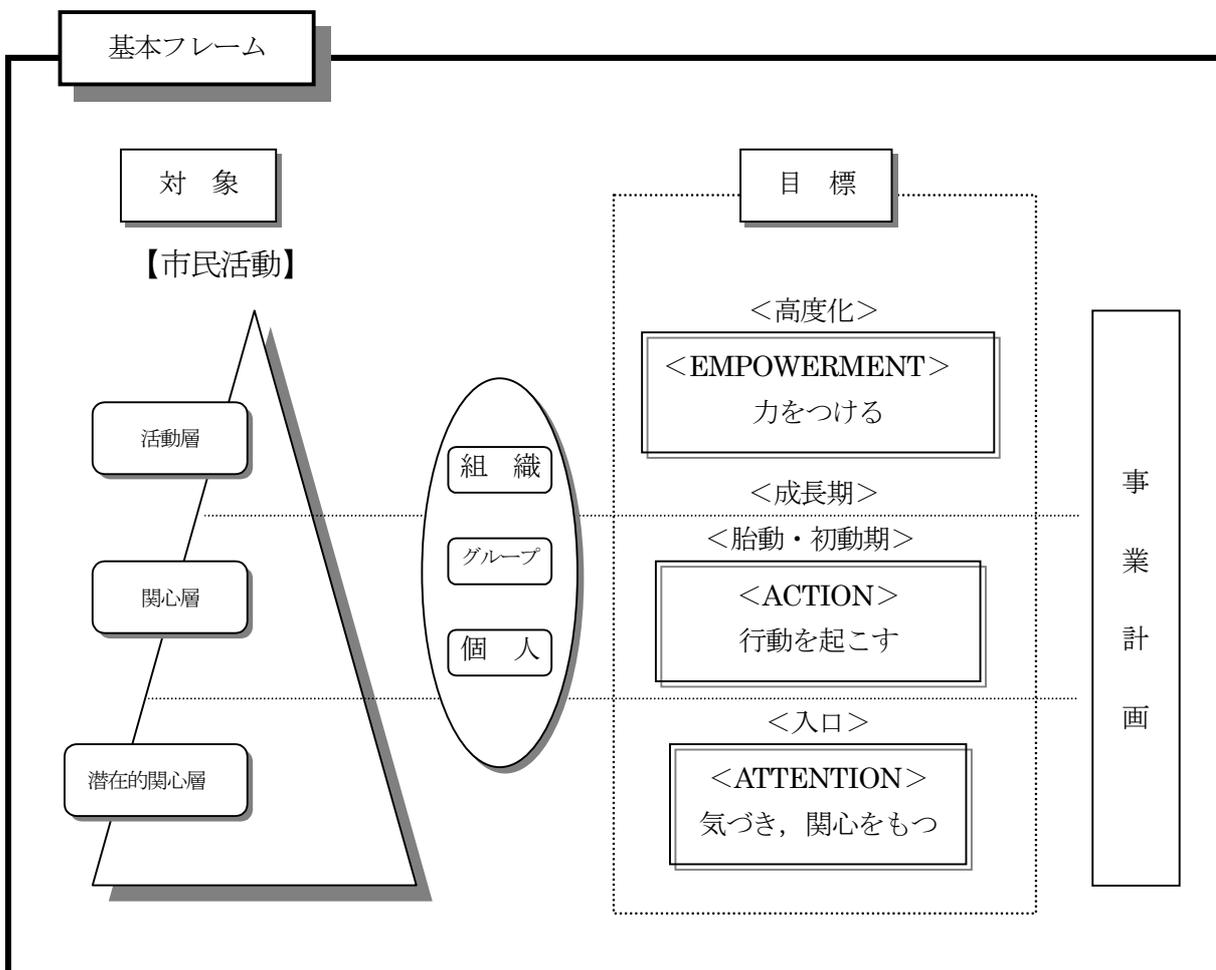
行政が市民活動を推進するための支援を行うに当たっては、市民活動を行う個人又は団体の自主性、自立性を損なわないように、課題解決のための側面的な条件整備に努め、活動が推進される環境づくりを行うことが重要である。

また今後、行政と市民活動団体の協働を推進するうえで、市民活動団体が力を付けていくことが望まれる。

このため、市民活動を行う個人又は団体の次のような発展段階に応じた支援が必要となる。

- ① 市民活動自体に無関心であるが、身近なものとして認識する可能性のある「潜在的関心層」が気づき、関心をもつ **<ATTENTION>**
- ② 市民活動に関心はあるが、具体的な活動に至っていない「関心層」が行動を起こす **<ACTION>**
- ③ 既に市民活動に取り組んでいる「活動層」が組織運営や活動の力をさらにつける **<EMPOWERMENT>**

これら3つの発展段階毎の目標を掲げることにより、それぞれの目標に応じたセンターの機能・事業を検討する必要がある。



### (3) 分野別センターとの役割分担

京都市は、他都市に比べ、生涯学習総合センター、女性総合センター、青少年活動センター、景観・まちづくりセンター、国際交流会館など多くの分野別センターを開設している。また、環境保全活動センター、ボランティアセンター（仮称）の整備も進められている。

市民活動支援センター（仮称）は、これらの分野別センターと連携し、あるいは相互の連携を促していく核となり、多様な分野の活動紹介、異なる分野の交流の促進、ネットワーク形成の場として、特性に応じた事業を展開している分野別センターとの役割分担を図りながら、特定の分野や領域を超えて市民活動を総合的に支援する役割を果たすものである。

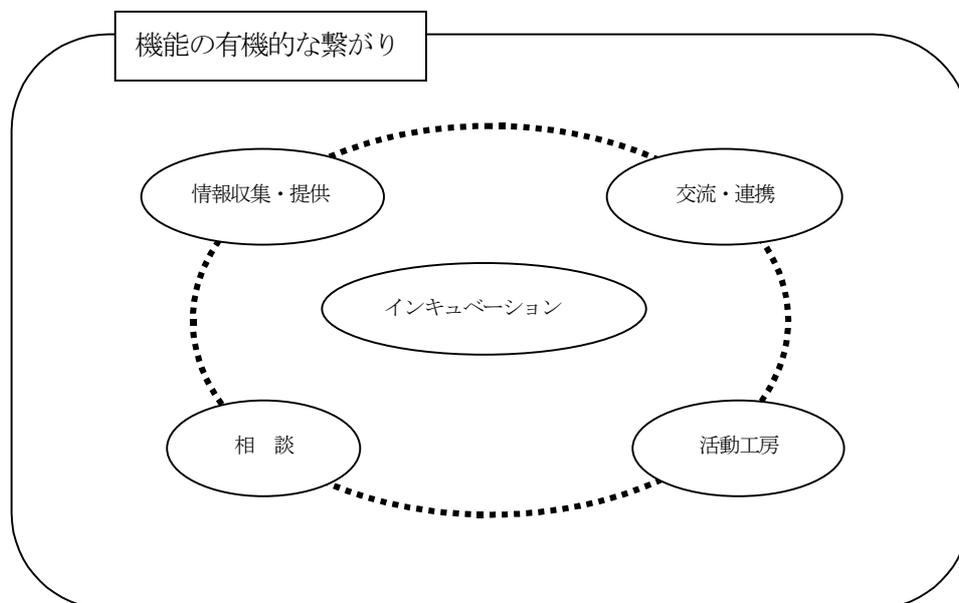
## 2 施設の機能と事業内容

市民活動支援センター（仮称）は、1に掲げた市民活動の発展段階に応じた目標を達成するため、次の5つの機能を持つ施設とする。

- ① 情報収集・提供機能
- ② 相談機能
- ③ インキュベーション機能\*
- ④ 活動工房機能
- ⑤ 交流・連携機能

これらの機能は相互に密接に関連することから、有機的に繋がりをもった事業を検討する必要がある。（サービスを提供する事業については、有料も考えられる。）

なお、大規模災害時には、現在整備中の「京都市ボランティアセンター（仮称）」と連携し、「京都市災害ボランティアセンター」として機能するように、今後、行政、市民活動団体、関係機関等で十分に協議、検討する必要がある。



### \*インキュベーション機能

「インキュベーション」とは、孵化器で卵を孵化させることをいうが、ここでは、活動を起こし、広げ、人材を育て、あるいは新たな分野での事業展開を目指すなど自ら活動を発展させる際に、力を付け、活動が円滑に進むような基盤を提供する支援機能のことをいう。

### (1) 情報収集・提供

市民活動に必要な情報収集・提供は、情報の内容とその手段が大きな要素となる。

- ① 情報の内容については、活動の入口としての情報と専門的情報の2つに分けられる。

### <入口情報>

- a 市民活動団体活動情報（団体別，分野別，エリア別）
- b 活動に必要な網羅的な情報
  - ・寄付金・助成金等活動資金情報
  - ・メンバー，会員，ボランティア等人材募集・提供情報
  - ・行政，企業関連情報
  - ・行事・イベント・講座・セミナー情報
  - ・図書，新聞情報

### <専門的情報>

- a 組織運営に必要な情報
  - ・法務，財務会計，税務等の情報
  - ・専門的情報の入手先情報

② 情報収集・提供の手段は，電子媒体と印刷媒体の2つに分けられる。

### <電子媒体>

- a インターネットを利用した情報収集・提供システム
  - ・「使いやすく飽きが来ない」構成
  - ・欲しい情報が取り出せるポータルサイト\*
  - ・市民，団体，行政間及び団体相互の情報交換の場（電子掲示板，電子会議室，メーリングリスト）
  - ・活動に必要な情報データベースの構築と検索システム

### <印刷媒体>

- a ガイドブック，機関誌，広報誌の発行
- b 情報掲示板の設置
- c 多様な媒体の利用（新聞，ラジオ，回覧板等）

情報収集・提供については，利用者ニーズに応じた豊富な内容，双方向性の確保，受け手の状況に応じた媒体の利用が大切であり，特にインターネットの利用に際しては，デジタルデバイド\*の解消やアクセシビリティ\*の確保に留意しなければならない。

#### 【事業内容】

- 情報収集・提供システムの運営（情報コーディネーターの設置等）
- ガイドブック，機関誌，広報誌の編集・発行
- 専門的情報支援（調査・研究に基づく資料等の提供）

#### \*ポータルサイト

ホームページを利用し，必要な情報を検索する際に，その入口となるサイト。

#### \*デジタルデバイド

パソコンやインターネット等を利用する技術や機会を持つ人と持たない人との間に生じる情報格差。

#### \*アクセシビリティ

障害のある人，高齢の人が簡単にパソコンやインターネットを利用できる環境を整えていくこと。電子情報におけるバリアーフリー。

## (2) 相談

相談については、情報収集・提供と密接に関連しており、分野、領域を超えて市民活動に必要な情報を提供するとともに、次のような取組が必要である。

- ① 気軽さと専門性を兼ね備えた窓口の設置
- ② 経験豊富な相談員の配置
- ③ 活動希望者と団体とのマッチングミスを防ぐ細やかな紹介・仲介
- ④ 寄付金、助成金等資金情報の紹介・仲介
- ⑤ 職能団体（法務、税務、財務会計等）による無料・有料の専門的相談
- ⑥ 活動の安全性を確保するための危機管理に関する相談（訴訟問題等）

また、相談のバックボーンとなる市民活動の調査・研究、専門家への市民活動に関する知識の普及も必要である。

### 【事業内容】

- 経験豊富な相談員の配置
- 専門家による無料相談
- 分野別相談コーナーの設置

## (3) インキュベーション

インキュベーションについては、活動を伸ばし、活動に当たつての問題・課題を解決するための情報収集・提供、相談、活動工房、交流・連携の各事業を含むものであり、それに加えて次のような継続性のある取組が必要である。

- ① 活動資源が提供されるスモールオフィス（貸団体事務所）の設置
- ② 活動レベルに応じた研修・講座
- ③ 研修・講座のインターネット配信（ビデオ・オン・デマンド）
- ④ 専門性や得意技を持った人材バンク

### 【事業内容】

- スモールオフィスの運営
- 研修・講座の企画・運営
- 人材バンクの運用

## (4) 活動工房

活動工房は、利用者が実際に作業をする場所であり、紙ベースだけでなく電子ベースの作業に対応できる利便性を考慮した機器の設置や印刷紙等資材の提供、FAX利用、パソコンのプリントアウト等幅広いサービスを提供する。

また、作業状況に応じてスペースが確保できる柔軟な施設配置が必要である。

(5) 交流・連携

異なる分野や同業異種で活動する個人，団体や企業，行政など多様な人との自由な出会いの場を創出し，ネットワークづくりや情報交換を可能にするとともに，イベント等の開催を通じて，地域，国内に止まらずグローバルな交流，連携を促進する。

また，各分野で活動する個人，団体の交流を促進するため，各分野別センター間の支援ネットワークを形成する連絡会議を設置する。

**【事業内容】**

- 他地域や諸外国との交流・連携
- 交流イベントの企画・運営
- 分野別センター連絡会議の設置・運営

### 3 管理運営の方法

#### (1) 基本的な考え方

##### ① 公設市民営

市民活動支援センター（仮称）は、市条例で定める「公の施設」として設置されるが、管理運営については、広く市民、利用者、市民活動団体が参画する「市民営」とし、市民と行政とのパートナーシップを推進する。

##### ② 管理運営主体

管理運営に当たっては、近年活発になってきた広範かつ多様な市民活動を支援するという設置目的を踏まえて、市民的観点から施設の運営や事業を実施することが必要となる。従って、そうした市民活動の期待に応えるには、管理運営主体は、市民発意型のものであって、様々なNPO、ボランティア団体をはじめとする市民活動の支援を目的とする特定非営利活動促進法に基づく法人が望ましい。

また、具体的な事業の推進に当たっては、管理運営主体となる法人が事業の進行管理、調整を行う中で、幅広く市民活動団体の参画を得て事業を展開するものとする。

##### ③ 運営協議会の設置

施設の管理及び事業の運営に当たっては、利用者である市民、市民活動団体及び企業並びに学識経験者、管理運営主体及び事業に参画する団体が参加し、  
a. 事業運営に係る基本方針の決定、 b. 事業計画の決定、 c. 管理運営主体及び事業に参画する団体に対して意見陳述を行う「運営協議会」を設置する。

##### ④ 評価委員会の設置

当センターを市民、市民活動団体等にとって常に「使えるセンター」とするために、公募市民、学識経験者で構成する「評価委員会」を設置し、運営全般について客観的に評価・監視を行い、設置者（市）及び運営協議会へ意見具申を行う。

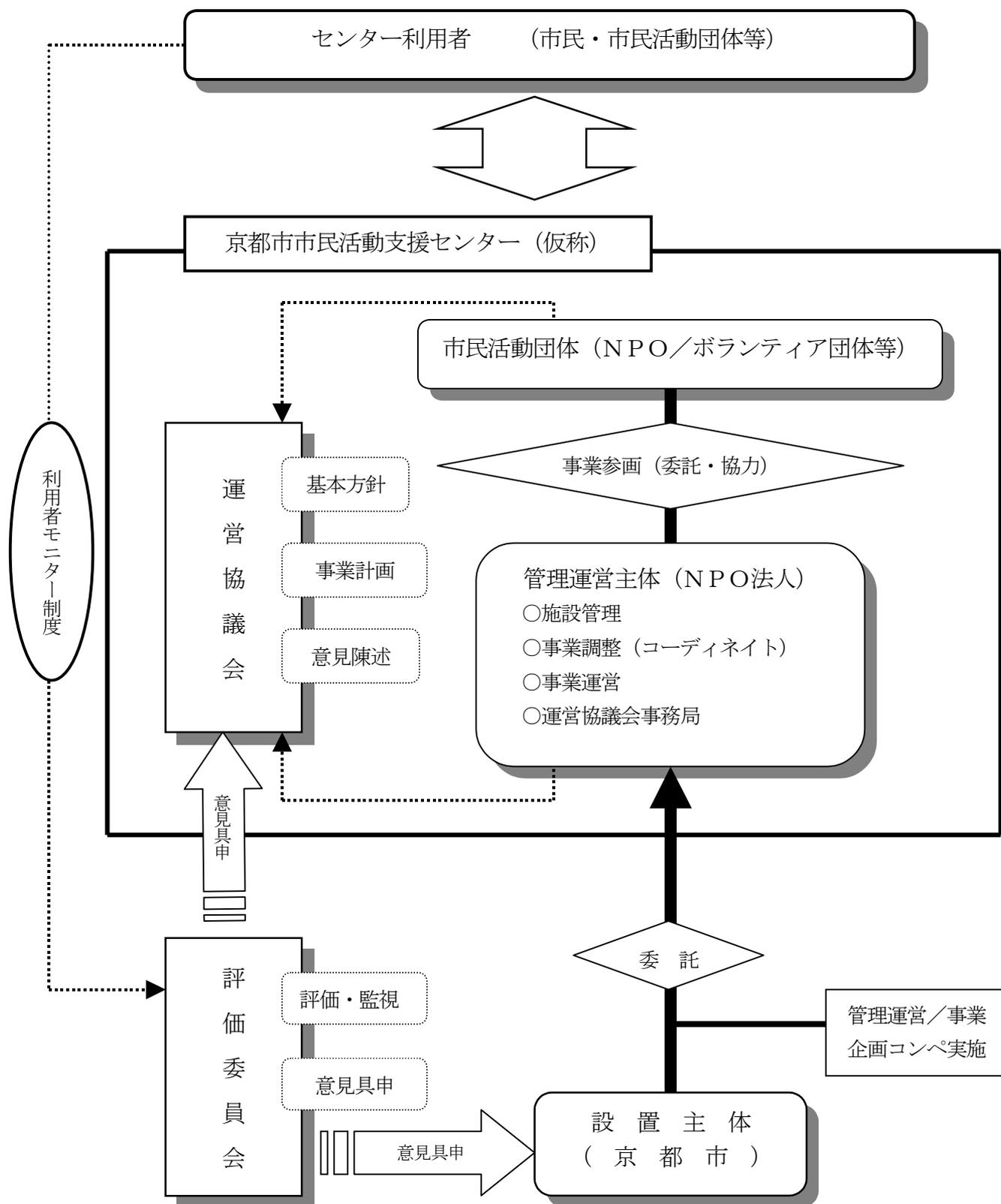
なお、「評価委員会」には利用者の参加を得るとともに、意見具申に当たっては、利用者モニター制度を設け、そこで得た意見を参考とする。

##### ⑤ 企画コンペの実施

市が管理運営を委託するに当たっては、幅広い市民、市民活動団体の創意工夫を生かしてセンターを運営していくために、管理運営及び事業実施について、企画コンペを実施し、委託先を決定するとともに、個々の企画の中で優れた事業提案があった場合は、具体的な事業実施の際に活用していく。

なお、企画コンペの具体的な内容については、今後検討する。

(2) 管理運営イメージ



## 4 施設配置のあり方

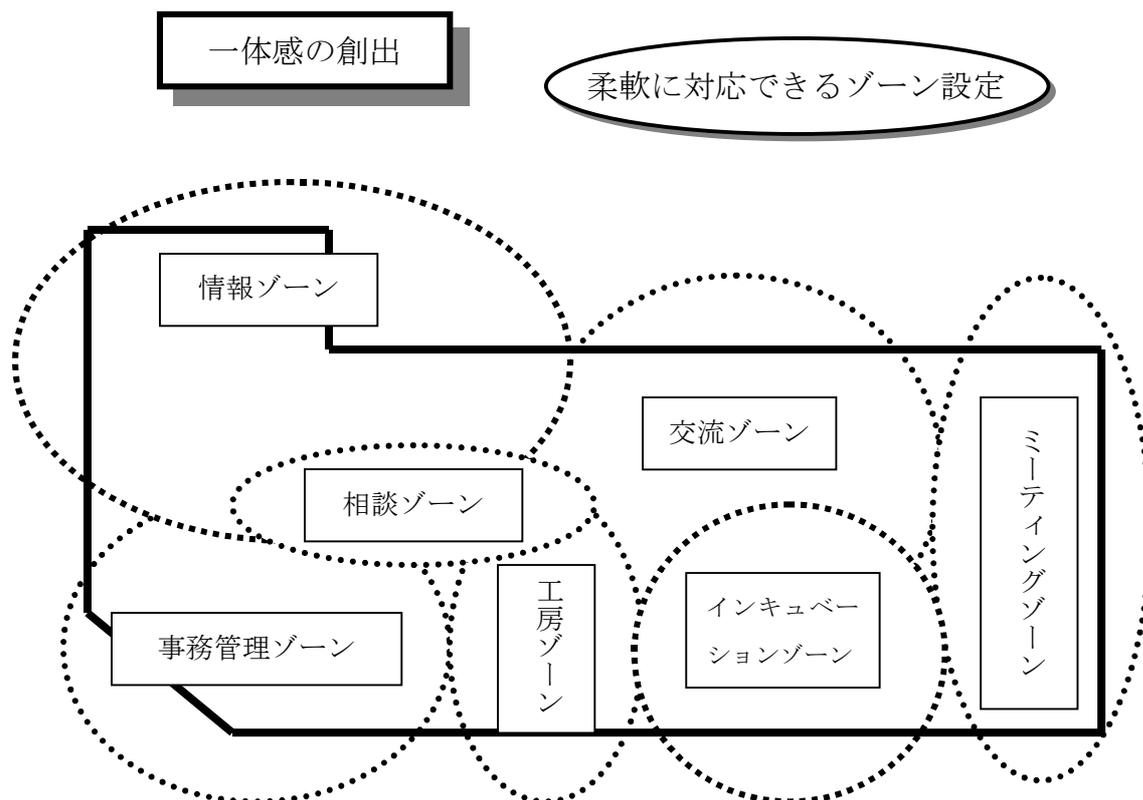
### (1) 基本的な考え方

限られた空間を有効に使い、かつ施設全体の一体感を生み出すため、役割に応じて空間を区分するのではなく、壁で仕切られた個室をできるだけ排除し、平面的にオープンな空間を創出し、目的に応じて空間を繋げ、仕切れる柔軟な使い方を可能にする施設配置を行う。

### (2) 留意点

- ① 家具類は、配置の柔軟性を確保するため、移動可能なものにする。
- ② エコオフィスとして、グリーン購入を徹底する。
- ③ 一体感を損なわないように、視野を遮るものを出来限り設置しない。
- ④ 利用者の意見を反映し、常に「使いやすさ」を追求していく。

### (3) 配置イメージ



## 5 開館に向けた今後の取組

平成 14 年	5 月	管理運営・事業企画コンペ実施要綱公告
平成 14 年	6 月	管理運営・事業企画案公募
平成 14 年	7 月	管理運営・事業企画案審査
～ 同年	9 月	(管理運営体制・事業プログラムの作成)
平成 14 年	9 月	管理運営・事業実施主体決定
平成 14 年	10 月	開館準備
	～	
(平成 15 年	3 月)	建設工事竣工・家具類設置
(平成 15 年	4 月)	運営協議会・評価委員会設置
平成 15 年	6 月	開館 (予定)

# 資 料

## 京都市市民活動推進協議会検討経過

- 平成13年 7月13日(金) 第1回市民活動推進協議会  
(設置目的, 経過等説明, 協議)
- 平成13年 8月14日(金) 第1回ワーキング  
(これまでの検討経過の確認と協議)
- 平成13年 8月15日(水) 第1回プレワーキング  
(分野別センター所管課へのヒアリング)
- 平成13年 8月24日(金) 第2回プレワーキング  
(ワークショップの運営等検討)
- 平成13年 9月14日(金) 第2回ワーキング  
(ワークショップの運営等協議)
- 平成13年 9月15日(土) 第3回プレワーキング  
(ワークショップの準備)
- 平成13年 9月18日(火) ワークショップ開催  
(公募市民23名参加)
- 平成13年 9月26日(水) 第3回ワーキング  
(「基本フレーム」, 機能・事業等の検討)
- 平成13年10月 5日(金) 第4回プレワーキング  
(施設配置に係る設計・設備担当との協議)
- 平成13年10月12日(金) 第2回市民活動推進協議会  
(運営方法, 事業内容等協議)
- 平成13年10月24日(水) 第4回ワーキング  
(運営方法, 事業内容等検討)
- 平成13年11月28日(水) 第5回プレワーキング  
(管理運営方針素案検討)
- 平成13年12月13日(木) 第5回ワーキング  
(管理運営方針案検討)
- 平成13年12月26日(水) 第3回市民活動推進協議会  
(管理運営方針決定)

## 京都市市民活動推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 京都市市民活動支援センター（仮称）の運営に関し必要な事項を調査、審議することを目的とする「京都市市民活動推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成15年3月31日までとする。

## (座長及び副座長)

第4条 協議会に座長を置く。

2 座長は、市長が指名する。

3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 協議会には、副座長を置くことができる。

5 副座長は、座長が指名する。

6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (招集及び議事)

第5条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

## (事務局)

第6条 協議会の庶務は、総合企画局パートナーシップ推進室において行う。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附則

## (施行期日)

1 この要綱は、平成13年7月13日から施行する。

## (経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の協議会は、市長が招集する。

## 京都市市民活動推進協議会委員名簿

## 【学識経験者】 3名

- 谷口 知弘（京都工芸繊維大学助手／環境デザイン・工業デザイン）  
○筒井 のり子（龍谷大学社会学部助教授／社会学）  
◎新川 達郎（同志社大学総合政策科学研究科教授／行政学）

&lt;五十音順&gt;

## 【市民活動団体】 11名

- 赤澤 清孝（特定非営利活動法人きょうと学生ボランティアセンター代表・事務局長）  
浅野 令子（SCCJ（日本サステイナブルコミュニティセンター）事務局長）  
菊池 初江（京都市地域女性連合会副会長）  
志藤 修史（社会福祉法人京都市社会福祉協議会ボランティア情報センター主事）  
鈴木 暁子（特定非営利活動法人多文化共生センター・きょうと事務局長）  
中野 悦子（京都市PTA連絡協議会常任理事・嵯峨中学校PTA会長）  
福士 友子（社会福祉法人西陣会京都市民福祉センター事務局スタッフ）  
深尾 昌峰（特定非営利活動法人きょうとNPOセンター事務局長）  
南村 多津恵（環境市民事務局スタッフ）  
山口 洋典（まちづくり支援事業卒業塾「市民活動ことはじめ塾」塾長  
（財）大学コンソーシアム京都事務局主事）  
吉村 裕司（ユース21京都常任理事）

&lt;五十音順&gt;

## 【行政】 1名

- 人見 米一（総合企画局パートナーシップ推進室長）

- ◎ 座長  
○ 副座長